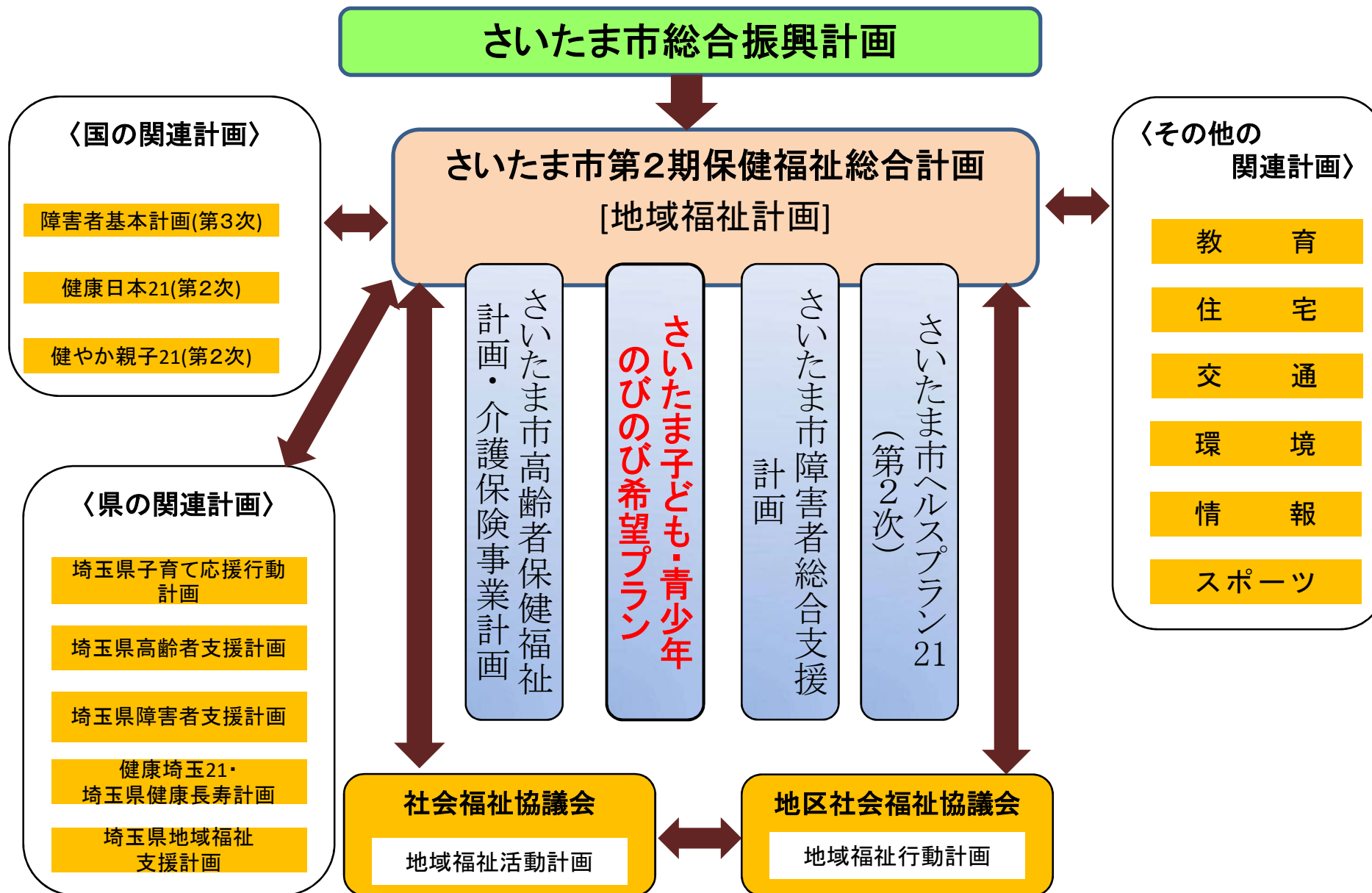


さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン 進行管理(まとめ)

令和2年度 第1回 さいたま市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会(地方版子ども・子育て会議)
令和2年8月26日(水) 午前10時00分～



計画の位置付け



計画の基本的な考え方

基本理念 「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」

さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン

子ども・子育て支援（91事業）

- I 乳幼児期の教育・保育の充実
- II 地域における子育て支援の充実
- III 専門的な知識・技術を要する支援の充実
- IV ひとり親家庭等への支援の充実
- V 青少年・若者への支援の充実

子どもの貧困対策

基盤づくり（21事業）

- I 子ども・青少年の人権と個性が尊重される社会の実現を目指す
- II 次代を担う子ども・青少年の成長と希望を育み、自立を支援する
- III 子ども・青少年が健やかに成長するための環境づくりを推進する
- IV 社会全体で子育て・青少年育成を理解し、支える

施策の柱 （28事業）

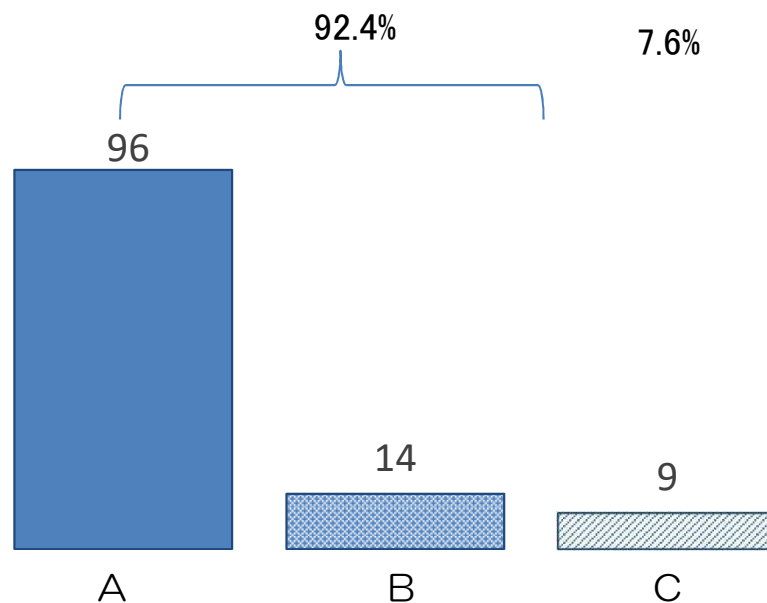
- I 保護者の生活を支える
- II 子ども・青少年の心身の健康と成長を守り、自立を支援する
- III 気づきから支援へつなぐ

※再掲事業は除く

令和元年度(単年度)事業評価

事業計画に掲載する119事業について、各所管課にて令和元年度(単年度)の事業の評価を行いました。

全119事業中、「A:達成」、「B:概ね達成」と評価した事業は、110事業(92.4%)となっています。



A:達成(達成率90%以上)
C:改善余地あり(70%未満)

B:概ね達成(達成率70%以上90%未満)

令和元年度(単年度)事業評価 基本目標別内訳

事業計画の掲載事業（119事業）について、各所管課にて令和元年度の事業を振り返り、事業評価の結果を取りまとめました。（A・B評価が92.4%）

子ども・子育て支援 基本目標		事業数	評価		
			A	B	C
I	乳幼児期の教育・保育の充実	8	6	2	0
II	地域における子育て支援の充実	32	26	6	0
III	専門的な知識・技術を要する支援の充実	19	18	0	1
IV	ひとり親家庭等への支援の充実	15	10	1	4
V	青少年・若者への支援の充実	17	12	4	1
計		91	72	13	6

子どもの貧困対策 施策の柱 基本目標		事業数	評価		
			A	B	C
I	保護者の生活を支える	18	15	1	2
II	子ども・青少年の心身の健康と成長を守り、自立を支援する	6	5	0	1
III	気づきから支援へつなぐ	4	4	0	0
計		28	24	1	3

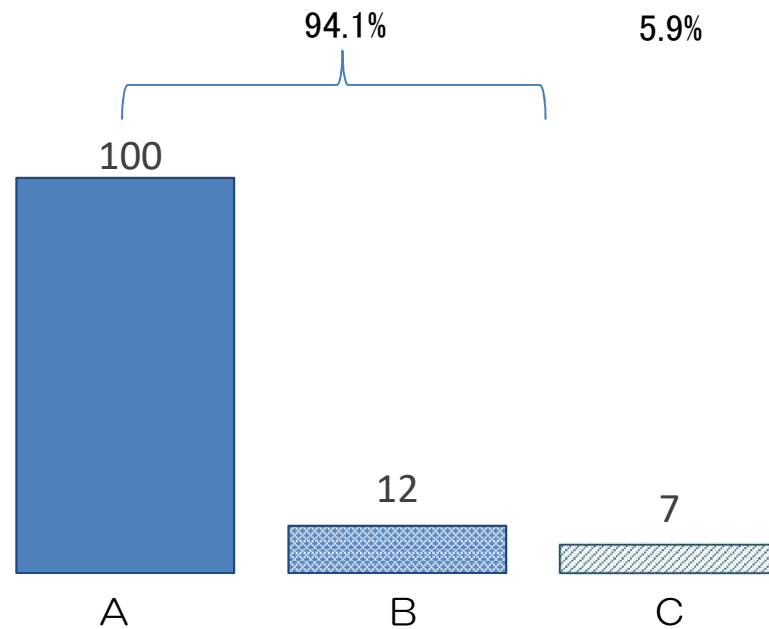
A：達成（達成率90%以上） B：概ね達成（達成率70%以上90%未満）
C：改善余地あり（70%未満）

※再掲事業は除く

計画期間（平成27年度から令和元年度）の総合評価

事業計画に掲載する119事業について、各所管課にて計画期間（平成27年度から令和元年度）の事業の総合評価を行いました。

全119事業中、「A：達成」、「B：概ね達成」と評価した事業は、112事業（94.1%）となっています。



A: 達成(達成率90%以上)
C: 改善余地あり(70%未満)

B: 概ね達成(達成率70%以上90%未満)

総合評価 基本目標別内訳

事業計画の掲載事業（119事業）について、各所管課にて計画期間（平成27年度から令和元年度）の事業を振り返り、総合評価の結果を取りまとめました。（A・B評価が94.1%）

子ども・子育て支援 基本目標		事業数	評価		
			A	B	C
I	乳幼児期の教育・保育の充実	8	6	2	0
II	地域における子育て支援の充実	32	27	5	0
III	専門的な知識・技術を要する支援の充実	19	16	2	1
IV	ひとり親家庭等への支援の充実	15	11	1	3
V	青少年・若者への支援の充実	17	15	2	0
計		91	75	12	4

子どもの貧困対策 施策の柱 基本目標		事業数	評価		
			A	B	C
I	保護者の生活を支える	18	16	0	2
II	子ども・青少年の心身の健康と成長を守り、自立を支援する	6	5	0	1
III	気づきから支援へつなぐ	4	4	0	0
計		28	25	0	3

A：達成（達成率90%以上） B：概ね達成（達成率70%以上90%未満）
C：改善余地あり（70%未満）

※再掲事業は除く

子ども・子育て支援 基本目標別総合評価

基本目標Ⅰ

乳幼児期の教育・保育の充実（8事業）

- 【基本施策】 (1)教育・保育施設の充実
(2)教育・保育の一体的提供・連携の推進

1	幼稚園・認定こども園	B
2	保育所等(3～5歳児)	A
3	保育所等(0～2歳児)	B
4	認定こども園の普及	A
5	保幼小連携推進事業	A
6	公開保育研究推進事業	A
7	保育者小学校等体験研修事業	A
8	幼稚園・保育所等と小学校の連携	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業

子ども・子育て支援 基本目標別総合評価

基本目標Ⅱ

地域における子育て支援の充実 (32事業)

- 【基本施策】 (1)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実
 (2)子育て相談・情報提供の充実

9	放課後児童クラブ	A	26	保育コーディネーター事業	A
10	時間外保育(延長保育)事業	A	27	妊婦健康診査事業	A
11	子どもショートステイ事業	A	28	出産前教室事業	A
12	トワイライトステイ事業	A	29	妊産婦・新生児訪問指導事業	A
13	子育て支援センター(単独型)事業	B	30	ハローエンゼル訪問事業	A
14	子育て支援センター(保育所併設型)事業	A	31	乳幼児健康診査事業	A
15	のびのびルーム事業	B	32	育児相談事業	A
16	預かり保育事業(幼稚園)	B	33	子育て支援医療費助成事業	A
17	一時預かり事業(保育所)	A	34	さいたま子育てWEB事業	A
18	一時預かり事業(単独型子育て支援センター)	A	35	子育て支援ネットワーク事業	B
19	病児保育事業	A	36	子育て応援ブック事業	A
20	ファミリー・サポート・センター運営事業	A	37	子育てきっかけ応援ブック事業	B
21	子育て緊急サポート事業	A	38	ブックスタート事業	A
22	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	A	39	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	A
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	A	91	妊娠・出産包括支援事業	A
24	子育て支援総合コーディネート事業	A	45	子育てヘルパー派遣事業	B
25	保育コンシェルジュ事業	A	46	子ども虐待予防家庭訪問事業	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業

網掛け:再掲事業

子ども・子育て支援 基本目標別総合評価

基本目標Ⅲ

専門的な知識・技術を要する支援の充実 (19事業)

【基本施策】 (1)児童虐待防止対策の充実 (2)社会的養護施策の充実 (3)障害児施策の充実

40	要保護児童対策地域協議会事業	A
41	家庭児童相談事業	A
42	児童相談所における支援	A
43	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	A
44	児童虐待防止啓発事業	A
45	子育てヘルパー派遣事業	B
46	子ども虐待予防家庭訪問事業	A
47	24時間・365日体制強化事業	A
48	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会	A
49	里親制度	A
50	児童養護施設等整備推進事業	A

51	母子生活支援施設事業	C
52	児童虐待防止家族支援事業	A
53	総合療育センター事業	B
54	特別支援事業	A
55	保育施設等における障害児保育の推進	A
56	放課後児童クラブにおける障害児保育の推進	A
57	発達障害者支援センターの充実	A
58	自立支援医療(育成医療)給付	A
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	A
30	ハローエンゼル訪問事業	A
31	乳幼児健康診査事業	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

子ども・子育て支援 基本目標別総合評価

基本目標Ⅳ

ひとり親家庭等への支援の充実（15事業）

【基本施策】 (1)子育て・生活の場の支援 (2)就業支援 (3)経済的支援

59	保育所の優先入所	A
60	放課後児童クラブの優先入所	A
61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	A
62	さいたま市入居支援制度	A
63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (生活支援)	A
64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	C
65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (就労支援)	C
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	A
67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	C
68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	A

69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費相談)	A
70	児童扶養手当	A
71	ひとり親家庭等医療費支給事業	A
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	B
73	就学援助制度	A
11	子どもショートステイ事業	A
12	トワイライトステイ事業	A
20	ファミリー・サポート・センター運営事業	A
45	子育てヘルパー派遣事業	B
51	母子生活支援施設事業	C

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

子ども・子育て支援 基本目標別総合評価

基本目標V

青少年・若者への支援の充実（17事業）

- 【基本施策】(1)青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
 (2)困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組
 (3)地域における多彩な担い手の育成

74	チャレンジスクール推進事業	A
75	さいたま市放課後子ども総合プラン	A
76	非行防止対策の推進	A
77	成人式	A
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	A
79	児童センター事業	A
80	さいたま市中学生職業体験事業「未来(みら)くるワーク体験」	A
81	子ども・若者支援ネットワーク事業	B
82	若者自立支援ルーム事業	A

83	若者ユースアドバイザー事業	A
84	若年者職業的自立支援事業	B
85	いじめのないまちづくり推進事業	A
86	ひきこもり対策推進事業	A
87	教育相談室・適応指導教室	A
88	青少年の主張大会	A
89	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	A
90	青少年団体補助事業	A
9	放課後児童クラブ	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

子どもの貧困対策施策の柱 基本目標別総合評価

基本目標Ⅰ

保護者の生活を支える（18事業）

【基本施策】(1)保護者に対する生活支援（12事業）

113	寡婦(夫)控除みなし適用	A	11	子どもショートステイ事業	A
114	勤労者支援資金融資	A	12	トワイライトステイ事業	A
115	要保護準要保護児童生徒医療援助事業	A	17	一時預かり事業(保育所)	A
116	準要保護児童生徒給食援助事業	A	19	病児保育事業	A
117	特別支援教育就学奨励費事業	A	20	ファミリー・サポート・センター運営事業	A
118	認可保育所等の利用者負担額の軽減	A	21	子育て緊急サポート事業	A
119	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	A	45	子育てヘルパー派遣事業	B
120	幼稚園就園奨励事業	A	59	保育所の優先入所	A
121	一時保育利用料の軽減	A	60	放課後児童クラブの優先入所	A
122	公設放課後児童クラブ指導料の軽減	A	61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	A
123	水道料金の減額制度	A	62	さいたま市入居支援制度	A
124	下水道使用料の減額制度	A	68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	A
			70	児童扶養手当	A
			71	ひとり親家庭等医療費支給事業	A
			72	ひとり親家庭等児童就学支度金	B
			73	就学援助制度	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

子どもの貧困対策施策の柱 基本目標別総合評価

基本目標Ⅰ

保護者の生活を支える（18事業）

【基本施策】(2)保護者に対する自立支援（6事業）

125	生活保護事業	A	51	母子生活支援施設事業	C
126	生活困窮者自立支援事業 (生活自立・仕事相談センター)	C	64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	C
127	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	C	65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (就労支援)	C
128	勤労者支援事業(働く人の支援講座)	A	66	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	A
129	雇用対策推進事業(就職支援体制整備事業)	A	67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	C
130	母子緊急一時保護事業	A	68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

子どもの貧困対策施策の柱 基本目標別総合評価

基本目標Ⅱ

子ども・青少年の心身の健康と成長を守り、自立を支援する
(6事業)

【基本施策】 (1)子ども・青少年の生活・自立支援
(2) 子ども・青少年の教育支援

131	未成年後見人支援事業	A
132	身元保証人確保対策事業	A
133	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	A
134	子どもの精神保健相談室	A
135	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	C
136	入学準備金・奨学金貸付事業	A

65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (就労支援)	C
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	B
82	若者自立支援ルーム事業	A
84	若年者職業的自立支援事業	B
86	ひきこもり対策推進事業	A
87	教育相談室・適応指導教室	A
127	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	C

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
網掛け:再掲事業

子どもの貧困対策施策の柱 基本目標別総合評価

基本目標Ⅲ

気づきから支援へつなぐ（4事業）

【基本施策】 (1)困難を抱える子ども・青少年・家庭に気づき、支援へつなぐ

137	なんでも子ども・若者相談窓口の実施	A	30	ハローエンゼル訪問事業	A
138	インクルーシブ子育て支援の実施	A	45	子育てヘルパー派遣事業	B
139	スクールソーシャルワーカー活用事業・ スクールカウンセラー等活用事業	A	46	子ども虐待予防家庭訪問事業	A
140	相談者の自立支援	A	63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (生活支援)	A
			69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費相談)	A
			81	子ども・若者支援ネットワーク事業	B

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

総合評価A(90%以上)とした事業の例

例) 事業番号9 「放課後児童クラブ」

(A3資料2【必須事業】P2)

小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

放課後児童クラブの待機児童の解消は喫緊の課題となっていますが、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度からは公設クラブの対象児童が全学年に拡大されたため、民設クラブの整備をより積極的に進め、待機児童の解消を図ります。

また、毎年度、関係部局と協議の上で新たな活用可能校の選定を行い、学校、地域との連携のもと、余裕教室等の活用を引き続き推進します。さらに、国が推進している18時半以降の開所について、引き続き実施します。

【令和元年度】

目標（確保方策）：受入可能人数 12,103人 ⇒ 達成値：11,641人
（平成27年度から令和元年度で受入可能児童数を3,016人拡大）

総合評価A(90%以上)とした事業の例

例) 事業番号10 「時間外保育(延長保育)事業」

(A3資料2【必須事業】P2)

保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる保育需要に対応します。

【令和元年度】

目標(確保方策) : 実施施設227施設 ⇒ 達成値 : 234施設
(平成27年度から令和元年度で69施設増)

例) 事業番号20 「ファミリー・サポート・センター運営事業」

(A3資料2【必須事業】P6)

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図ります。

【令和元年度】

目標(確保方策) : 提供会員1,045人 ⇒ 達成値 : 1,129人
(平成27年度から令和元年度で提供会員183人増)

総合評価A(90%以上)とした事業の例

例) 事業番号29 「妊産婦・新生児訪問指導事業」

(A3資料2【必須事業】P9)

妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者（里帰り出産を含む）を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を実施します。

【令和元年度】

目標（確保方策）：訪問12,600件 ⇒ 達成値：13,440件
（平成27年度から令和元年度で訪問件数1,361件増）

総合評価C(70%未満:改善余地あり)とした事業の例

例) 事業番号67 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

(A3資料3【その他事業】P17)

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。

【令和元年度実績】

支給件数 13件

(平成27年度：9件、平成28年度：7件、平成29年度：22件、平成30年度：26件)

今後の課題

本制度の給付を受けるためには、講座受講前にその講座が給付金対象講座に指定されることが必要ですが、講座指定申請数も減っていることから制度のさらなる周知・広報を図る必要があります。